

自治体による文化イベントの意義と展望 —民主主義の基盤確立に向けて—

静岡文化芸術大学文化政策学部教授 片山 泰輔

文化芸術の創造と享受は人々の生まれながらの権利である。そして、文化芸術は愛好家のための私益にとどまるものではなく、創造性、多様性の受け入れ、アイデンティティの形成といった公益でもある。しかしながら、芸術家人口や芸術団体等は首都圏に偏在しており、人々が等しく文化芸術を享受できる状況にはない。こうした中、自治体や公立文化施設が主催する展覧会や公演、フェスティバル等の文化イベントはこうした不平等を是正する役割を果たしている。また、社会の分断が深刻な今日において、1つの正解を教えることに注力しがちな学校教育とは異なり、人々に対し、自らのアイデンティティ形成の機会と多様性を理解し受け入れる機会を与えてくれるのが文化イベントであり、これらは民主主義社会の基盤である。

1 日本の社会における文化の位置づけとその現状

長らく日本の社会においては、文化や芸術はカネとヒマのある人々のための趣味・娯楽であると捉えられてきた面がある。そのため、震災やコロナ禍のような事態に陥ると、不要不急のものだとみなされ、軽視されることも多い。しかし、このような認識は公共政策の観点からみれば大きな誤りである。

日本は明治以降、国民国家の形成に唱歌教育を活用し、国威発揚に美術をはじめとした芸術を巧みに活用してきた。一方、治安維持法のもとで、反体制的な芸術活動を規制し弾圧を行ってきた。このような文化統制は日本だけでなく諸外国でも行なわれており、こうした反省のもとに、第二次世界大戦後の1948年の国連総会において、世界人権宣言が採択されることになった。その第27条には、科学とともに文化や芸術の創造と享受が人々の権利であることが規定される。そして、日本は1951年のサンフランシスコ平和条約において、世界人権宣言の目的を実現するために努力することを宣言し、国際社会に復帰している。

しかしながら、戦後の自治体文化政策においては、こうした反省に正面から向き合うことはせず、教育委員会が所管する社会教育の枠組みの中で、文化や芸術を、あたりさわりのない教養・趣味・娯楽といった位置づけで扱ってきた。戦前のような規制や弾圧を行なうことはしないが、人々の文化的権利を保障するための積極的な行動も行なわない、という態度である。もちろん、公立文化施設の整備や文化イベントの開催が、日本に住む人々の文化に触れる機会の拡大に貢献してきたことも事実であり、その功績は決して小さくない。しかし、このような位置づけで文化や芸術を捉えていると、文化は何かあれば後回しにされる不要不急のものという範囲にとどまってしまうことになる。例えば1995年の阪神淡路大震災の際、自治体は文化イベントをそろって自粛した。しかし、被災地の現場では、多くの芸術家が避難所を訪れて被災者を癒し、励まし、元気づけるために尽力した。被災地以外の地域では、阪神淡路地域を応援しようと、チャリティー文化イベントが多数開催され、支援の絆が築かれた。文化や芸術は震災復興がひと段落して余裕ができてから楽しめばよ

い、というものではなく、困難のさなかにおいてこそ必要とされ、大きな力を発揮するものなのではないか、という反省を人々に促すことになった。

こうした問題意識が高まる中、2001年12月に文化芸術振興基本法（現「文化芸術基本法」）が制定され、文化芸術を創造し享受することが人々の生まれながらの権利である、という文化権が日本の法律として初めて規定されることになる。さらに前文においては、文化や芸術が単なる愛好家の趣味や娯楽ではなく、不特定多数の様々な人々の幸福に寄与する公益であることが明記されることになる。文化芸術は創造性をはぐくむことで、科学と同様に、社会の様々な発展に寄与することや、多様性を受け入れて共生社会や世界平和をもたらすこと、そして自己認識の基点としてアイデンティティの確立に寄与するといった公益である。経済学的に言えば、文化や芸術には人々が市場で購入してそれぞれの楽しみとして消費する私的財の側面だけでなく、社会の不特定多数の人々の幸福につながる公共財の側面がある、ということの意味する。このように、文化や芸術は単に豊かで余裕のある人々のための教養・趣味・娯楽にとどまるものではなく、人権であり、公益である、ということが国内法上も明記されるようになり、当然ながら国や地方自治体の責務も条文の中で定められることになった。

文化芸術基本法における文化芸術の意義

- ・文化権（人々の生まれながらの権利）
- ・公益（公共財）
 - ①創造性
 - ②多様性受入れ（共生社会、世界平和）
 - ③自己認識（アイデンティティ）

2 データから見える文化権の保障の現状

文化や芸術が人権であり、重要な公益であるということを述べてきたが、日本に住むすべての人々に対して、これらが十分に保障されているかといえば決して十分とはいえない。まずは、芸術創造の担い手である芸術家人口の地域的偏在の状況を国勢調査で確認してみよう。コロナ禍の影響を受ける前の2015年の国勢調査によると、職業が「著述家」で

ある人口は全国で25,290人となっている。同様に、「彫刻家、画家、工芸美術家」は37,820人、「音楽家」は23,180人、「舞踊家、俳優、演出家、演芸家」は53,960人である。東京都の人口は13,515,271人であり、全国の10.6%を占めるが、これらの職業における東京都の比率をみると、「著述家」が38.4%、「彫刻家、画家、工芸美術家」が25.1%、「音楽家」が35.2%、「彫刻家、画家、工芸美術家」が42.5%となっており、これら4職種の合計でみると、35.9%が東京に居住している。東京都と隣接する神奈川県の数を加えると、両都県の全人口のシェアは17.8%であるのに対し、これら芸術家人口のシェアは47.9%となっている。つまり東京と神奈川という首都圏の2つの自治体に全国の芸術家の半数近くが集中している状況にある。

プロオーケストラの業界団体である日本オーケストラ連盟の正会員は25団体あり、コロナ禍の影響を受ける前の2018年度においては、合計すると年間3,197の公演を開催している。これらのうち、東京都と神奈川県に本拠を置く団体は10団体であるが、この10団体が開催した公演は1,502公演であり、全体の47.0%を占めている。もちろん、東京の団体が他県で公演を行ったり、他県立地の団体が東京で公演を行ったりすることもあるので、これらの数字がそのままそれぞれの地域における公演数を表すわけではないが、全国に占める人口シェアが17.8%の東京・神奈川への集中度がきわめて高いことはここからも十分読み取れる。

文化芸術基本法の基本理念を定めた第2条3には、「文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、国民がその年齢、障害の有無、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない」と規定されているにもかかわらず、文化芸術の創造側の地域的偏在の状況を考えれば、「居住する地域にかかわらず等しく」になっていないことは明らかである。ここでは地理的偏在のデータだけを紹介したが、障害を持った人々、健康不安をかかえる人々、育児・介護等によって外出が自由にできない人々、言語をはじめとした様々な障壁によって社会参加しにくい人々、経済的

な困難を抱える人々等、機会に恵まれている大都市でも文化的権利が享受できない人々は多数存在している状況にある。

3 文化権の保障における自治体や公立文化施設の文化イベントの役割

文化芸術基本法により、「地方公共団体は、基本理念にのっとり、文化芸術に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」と規定されており、前述の文化的権利を保障するための施策を行うことが求められている。つまり、公立の美術館・博物館等における展覧会、公立の劇場・音楽堂等における公演、さらには地域を会場として行われる様々なフェスティバル等の文化イベントを開催することによって、国内に存在する様々な格差の是正を行う重要な役割がある。

前述のとおり、芸術の創造を担う芸術家の人口やオーケストラのような芸術団体においては首都圏に著しく集中している傾向がある。これに対し、地方自治体が設置している公立文化施設については少し状況が異なっている。文部科学省が3年間隔で実施している「社会教育調査」における2018年調査のデータをみてみよう。

全国の博物館数は1,286館であるが、そのうち東京と神奈川に立地する館は158館であり全体の12.3%となっており、両自治体の人口シェアよりは小さい。博物館のうち国立（独立行政法人）と民間非営利の館が全国で338館あるが、そのうち東京と神奈川に立地する館は61館であり全国に占めるシェアは18.0%と人口比を若干上回る。これに対し、全国に785館ある公立（都道府県立、市町村立等）の博物館についてみると、東京・神奈川立地の館は62館で全国シェアはわずか7.9%になっている。つまり、地方自治体が設置した公立博物館が全国に存在することで、首都圏への一極集中の緩和に貢献している。もちろん、東京に立地する国立や有力私立美術館は規模も大きく、コレクションや企画も充実しているので、博物館数だけで単純に比較することはできないが、地域格差是正において、地方自治体の役割が重要であることは間違いない。

同じ年の「社会教育調査」で劇場・音楽堂等の数

を確認すると、全国に1,827館あり、国立（独立行政法人）6館と私立96館を除いた1,725館が地方自治体設置による公立施設となっている。全国の劇場・音楽堂等の9割以上は公立ということであり、地方自治体が大きな役割を果たしていることがわかる。国立のうち4館は東京にあり、96館の私立のうち46館は東京都と神奈川県に立地している。ところが、公立館に占める東京と神奈川をあわせたシェアはわずか8.2%と、両自治体の人口シェア（17.8%）の半分以上となっている。つまり、自治体が設置する公立の劇場・音楽堂等においては、地域格差の是正に一定程度貢献していることが伺える。ただ、公立劇場・音楽堂等が自ら主催する事業についてみると、その効果は限定的であることもわかる。調査年の前年度にあたる2017年度における公立の劇場・音楽堂等が主催した事業の総数は、19,409件であった。この中で東京都及び神奈川県に立地する公立劇場・音楽堂等が主催した事業は3,252件であり、全体のシェアは16.8%となっており、人口比を1ポイント下回る程度となっている。東京と神奈川には、芸術家人口、オーケストラなどの芸術団体、国立や私立の劇場・音楽堂等も集中しており、文化イベントの開催においては圧倒的な地域格差が存在している。こうした中、自治体が設置する公立の劇場・音楽堂等の施設数という点では地域格差是正に貢献しているものの、公立施設が主催する文化イベントという点においては、その効果は限定的といえる。

実は東京や神奈川等の大都市圏においても、民間のエンタテインメントビジネスとして行われる文化イベントは購買力の伴った市場を相手にした事業にならざるを得ない。したがって、年齢、障害、経済的状况等、様々な立場の人々に等しく機会を提供していくためには、これらの人々に配慮した公立施設が行う文化イベントが重要である。つまり、民間の文化活動が充実している大都市圏においても、自治体や公立文化施設の役割は小さくはないと言える。

こうした中、2020年からは、コロナ禍により多くの文化施設が休館したり、展覧会、公演、フェスティバル等が中止に追い込まれたりした。公益社団法人全国公立文化施設協会が文化庁の委託を受けて2021年度に実施した「劇場・音楽堂等のコロナ感染症影響調査」によれば、2020年度における感

染症による閉館日数は回答した 1,202 施設の平均で 42.8 日（中央値は 42.0 日）に及んでいる。1 年間の入場者・参加者数についてみると、コロナ感染症の影響が最後の 2 か月程度であった 2019 年度には、平均 53,697 人（中央値は 31,900 人）であったのに対し、2020 年度には平均 12,759 人（中央値は 8,597 人）と大幅に減少している。このことから、コロナ禍により人々の文化享受の機会が激減したことがわかる。

こうした状況の中で、国や地方自治体はオンライン配信等を支援する事業を推進し、これにより、文化施設に来場できない中での鑑賞機会がある程度確保されたという面はある。しかし、ワークショップ等の参加型の文化イベント等については、オンラインでの開催は難しく、これらの機会が奪われた状況が長期にわたってしまったことは否めない。

4 公益としての文化の重要性和自治体や公立文化施設の役割

（1）愛好家にとどまらない文化芸術の受益者

前章までは、文化権に焦点をあてて検討してきたが、ここからは文化芸術基本法の前文に記された公益としての文化芸術についてみていきたい。この点に関しては、2017 年に同法が一部改正された際に、基本理念を規定した第 2 条に新たな項が加えられた点にも触れておきたい。新たに加えられた第 2 条 10 においては、「文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することが重要であることに鑑み、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮されなければならない」ことが記された。つまり、文化政策は一部の愛好家のための政策ではなく、すべての人々のための政策である、という点が明確化されたのである。様々な政策分野との有機的な連携という点については、前章までにみてきた文化権の保障が、welfare ではなく well-being の実現を目指すようになった 21 世紀における福祉政策の重要な要素であるといった側面もあるが、それらの多くは公益としての文化や芸術を社会の様々な課題解決に活かしていくことと関わ

りを持っている。

（2）アイデンティティ形成

公益面では、まずは、自己認識の基点、つまり文化芸術が人々のアイデンティティ形成に大きく関係する点についてみていきたい。人間は他の生き物とは異なり、生きるうえで、自分がどのような集団の一員であるかを認識できることを必要とする。言語、宗教、食文化、ファッション、音楽、舞踊、等、様々な文化的な要素から自分が、日本人だ、あるいは関西人だ、といった自らのアイデンティティを確認する。地理的に離れていても、イスラム教、ユダヤ教、スペイン語、中国語、等、宗教や言語によってアイデンティティが形成されることもある。さらには人種や肌の色、性的指向や障害の有無等がアイデンティティになることもある。

一方、地方創生に取り組む地方自治体にとっては、各地域のアイデンティティを強化し、地域の誇りを醸成し、地域のブランド価値を高めていくことが大きな関心事となっている。2018 年には文化財保護法が改正され、これまでの保存中心の文化財保護政策を改め、保存とともに活用を意識した政策展開が志向されるようになった。これにより、1950 年の制定以来、教育委員会が所管することが定められてきた文化財保護政策を首長部局が所管できるようになり、文化財をまちづくりや観光等の政策において活用しやすくなることが期待されている。これまで非公開だった文化財を博物館で展示したり、忘れられそうになっていた民俗芸能を劇場・音楽堂で上演したりすることで、多くの住民が自らの歴史と文化を認識し、地域への愛着や誇りが形成される。あるいは、これら有形・無形の文化財をそのまま展示・上演するだけでなく、フェスティバル等を開催して、外部のアーティストがこれらの文化財の価値を再評価した新たな作品を創造することで、地域文化の再発見が行われるかもしれない。文化財をはじめとする地域資源を活用した文化イベントが地域アイデンティティの形成や地域の誇りの醸成に貢献する潜在力は大きいと言える。

そして、これらの地域文化の発信を、住民だけでなく、国内外の様々な地域からの来訪者に向けて行うことができれば、国や地域を超えた異文化交流の

機会を提供することにもなる。現在はコロナ禍により国内の遠距離観光客や外国からの観光客を受け入れることが難しい状況にあるが、感染が収束すれば再開されることはほぼ間違いない。その際に、地域の歴史や文化をわかりやすく的確に発信し、様々な価値観やライフスタイルを持った来訪者に理解してもらえるような、質の高い展示、公演、フェスティバル等の文化イベントの制作を担える専門的能力を蓄積しておくことは観光推進においても不可欠の課題である。

ただ、現状の自治体をみると、心配な点も多い。特に、観光との連携に関しては、これまでの日本の観光政策が旧運輸省の流れを汲む観光庁所管であることから、目的地における観光客の体験がどのような異文化理解と交流をもたらしたか、ということよりも、交通機関や宿泊施設等の収益増に関心が向かってしまっている傾向が否めない。本来は観光の手段であるはずのこれらの産業の振興が目的化してしまうと、人さえ集まれば観光目的は何でも良いことになってしまい、文化芸術基本法の理念に掲げられた「有機的な連携」ではなく、「無機的な連携」にもなりかねない。重要なことは、観光客がいくらお金を落としたか、ではなく、その地域の歴史や文化に対する理解を促し、観光客と地元住民が相互理解と尊敬しあう関係を構築することである。こうした関係を確立できてこそ、継続して来訪するリピーター層が形成されるとともに、これらのインフルエンサーを通じた新規来訪者の拡大が実現し、結果的に交通機関や宿泊施設等の観光手段産業の発展にもつながることになる。

まちづくりについても同様である。一時的な経済波及効果だけを目的にしたような文化イベントをいくら行なっても、地域住民の地域アイデンティティや誇りの形成にはつながらず、人々の地域への関心は薄れ、地域を離れていってしまうことが懸念される。地域住民が自らの地域に対する関心を高め、そこに愛着と誇りを感じるようにすることが文化イベントの目的であり、集客による経済波及効果はその副産物である。主産物がしっかりしてこそ、副産物も持続するのであって、その逆ではない。既存産業への波及効果を期待して一過性の文化イベントを行うのではなく、質の高い文化イベントを持続的

に開催できる専門的な仕事を職業・産業として確立し、高付加価値産業として地域経済の柱としていくことこそが重要なのである。主客の関係を逆転させてしまっているのは、持続することは難しい。

(3) 多様性の受け入れと共生社会

公益の2つ目は多様性の受け入れと共生社会の実現である。1年延期された2020年オリンピック・パラリンピック東京大会の基本コンセプトの1つは「多様性と調和」であった。「人種、肌の色、性別、性的指向、言語、宗教、政治、障がいの有無など、あらゆる面での違いを肯定し、自然に受け入れ、互いに認め合うことで社会は進歩する」ことが掲げられた。「オリンピックはスポーツのイベントであり、文化はその余興だ」と捉えている人も多いが、実は、19世紀末に近代オリンピックが始まって以来、文化は主役の座にある。20世紀前半までは、芸術競技にメダルが出されていた。オリンピック憲章におけるオリンピズムの根本原則の中には、「オリンピズムはスポーツを文化、教育と融合させ、生き方の創造を探求するものである」と明記されている。そして、オリンピック憲章では、開催国に文化プログラムを実施することを義務付けている。スポーツ競技の大会は4年ごとに行われるが、文化プログラムは前の大会の閉会式から、当該大会の閉会式までの4年間にわたって行われる。またスポーツ競技は開催都市を中心に行われるのに対し、文化プログラムは開催国全体で行われる。つまり、2016年秋にリオデジャネイロ大会が閉会したあと、東京大会の文化プログラムはスタートしており、東京だけではなく、震災復興に取り組む東北地方をはじめとして日本全国で開催されてきたのである。

具体的には、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が認証する「公認プログラム」と「応援プログラム」のほか、内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局が認証する「beyond2020プログラム」が、2016年秋から2021年度末まで、全国で開催されてきた。文化プログラムが大きな成果をあげた大会としては2012年のロンドン大会が有名であるが、東京大会においてはロンドン大会を上回る文化プログラムを展開することを明言し、立候補時に

もそれが高く評価されてきた。そして、文化プログラムとしての認証を受けて開催される展覧会、公演、フェスティバル等の文化イベントを、2016年から2020大会終了までの間に、ロンドンを上回る20万件実施することを目標に掲げてきた。実際には、コロナ禍によって中止、延期、実施形態変更等を余儀なくされた面もあったが、2016年秋から、ラグビーワールドカップが開催された2019年度にかけては、年々、その規模や数を充実させつつ展開されてきていたのである。

文化プログラムの認証を受けるためには、当然ながらオリンピック憲章や東京大会の基本コンセプト等に対する理解と行動が不可欠である。その効果の評価と検証はこれからであるが、全国で文化プログラムの認証を受け、多彩な文化イベントを開催してきた自治体や公立文化施設等において、東京大会の基本コンセプトの1つである「多様性と調和」に対する理解が高まったことを期待したいところである。

国内外を見渡せば、社会の分断が深刻化しており、差別や排除が蔓延し、さらにはそれが暴力に進展しているケースも少なくない。そして、こうした分断がコロナ禍でさらに深刻化した面もある。地域社会、そして、地球上には多様な人々が暮らしている、ということを理解しあい、相互に尊重しあうことが、今、何よりも重要になってきている。こうした理解を促すうえで、文化や芸術はきわめて重要な役割を果たす。お互いの音楽や踊り、食文化やファッション等を体験すること、様々な立場の人々の価値観や心理を芸術作品を通して疑似体験することで相手に対する理解や親しみを持つことは共生社会を実現するための第一歩である。自治体や公立文化施設が開催する文化イベントにおいては、多様性の理解への貢献が重要である。

(4) 創造性

3つ目は創造性の促進である。科学における創造性ととともに、文化芸術における創造性も社会の様々な革新をもたらし、人々の幸福に寄与することになる。たとえば、地域における芸術的創造性が地域産業のデザインのセンスを向上させ、付加価値を高めることになれば、その利益は芸術愛好家にとどまる

ものではなく、不特定多数の多くの人々の幸福に寄与することになる。

創造性の意義はこうした経済的な利益にとどまるものではない。文化芸術における創造性は、伝統的な価値観や様式に変革をもたらそうとするものであるが、地域社会の伝統的な価値観やライフスタイルに閉塞感を感じている住民が、これらに変革をもたらす創造的な作品や表現に触れることで、地域社会に対する明るい希望を見出すこともあるかもしれない。これまでの伝統的な価値観とは異なる新たな創造発信のための機会を提供することも自治体や公立文化施設が実施する文化イベントの大きな役割の一つである。

5 民主主義の基盤としての文化芸術イベント

これまで、自治体や公立文化施設が行う文化イベントの意義について、文化権の保障と3つの公益の視点から検討してきた。

いずれの視点もきわめて重要であり、どれも欠けることがあってはならないものである。しかし、これらを推進していこうとすると、大きな問題に突き当たることがある。なぜなら、文化芸術基本法の前文に記された3つの公益はどれも重要であるが、実は相互に矛盾する側面も持つからである。

アイデンティティの形成は人間が生きるうえできわめて重要であるが、これが強調されすぎて、特定の文化的アイデンティティに当てはまらない人々を排除することになれば、多様性受入れとは矛盾することになる。また、創造性は地域アイデンティティの基点ともなる伝統的な文化に対する挑戦であることも多い。

人々の文化権の保障について考えると、趣味として文化活動を保障することも重要であるが、何よりも重要なことはすべての人々が、自分のアイデンティティを形成する機会を保障されていることである。世界を見渡せば、ウイグル、香港、ウクライナをはじめ、これらの権利が著しく侵害されている深刻な状況にある。日本においても、様々なアイデンティティを持つ人々が生活しているが、それぞれが互いに理解され尊重されているとは言えない状況にある。自分が生活する地域の歴史や文化だけでなく、外国を含む自分の出身地、親や祖父母の出身地をは

じめ、言語、宗教、性的指向等、様々な価値観やライフスタイルを持つ人々が、自らのアイデンティティを形成し、それを確認できる機会が保障される必要がある。そして、自分のアイデンティティを形成するだけでなく、他者もそれぞれのアイデンティティを確立していく権利を等しく持っていることを理解し、互いに尊重していくことが極めて重要である。このような多様な価値観にもとづく自らのアイデンティティを形成し、互いに尊重しあえることは、民主主義社会にとって不可欠である。

戦前の日本や現在の諸外国の例をみればわかるとおり、学校教育は1つの価値観を正解として教えがちである。これに対し、展覧会、公演、フェスティバル等といった文化イベントにおいては、正解は1つではない。世の中には多様な価値観やライフスタイルがあり、正解が1つではないことを人々に経験させてくれる場が文化イベントなのである。それによって、自分のアイデンティティを確認する人もあるだろう。自らのコミュニティの伝統に窮屈さや息苦しさを感じていた人が、これまでの伝統を打ち破るような創造的で革新的な作品によって新たな元気をもらうこともあるだろう。また、自分とは異なる価値観やライフスタイルの中から生み出された作品に触れることで、地球上には様々な人々が暮らしていることを実感することもあるだろう。

今日、多くの自治体にとっての懸案事項である、若い世代の人口流出の原因の1つに、地方圏における多様性に対する不寛容さがある。文化イベントを通じ、様々な価値観の人々がそれぞれのアイデンティティを形成できるようにするとともに、相互にそれを理解し尊重するようになれば、人口流出にも歯止めをかけられるかもしれない。

すべての人々が自分のアイデンティティを形成し、それを確認できる機会が得られること、そして、そこに窮屈さを感じる人々が創造的で革新的な世界の存在に気づく機会が得られること、さらに重要なことは自分とは異なる価値観やライフスタイルを持った人々がいる、ということを理解する機会があることである。これらは民主的な社会の基盤であり、自治体や公立文化施設の文化イベントには、このような機会の提供を行う責務がある。

2022年5月25日に、2019年度に大炎上した自治

体文化イベントである、「あいちトリエンナーレ」をめぐる裁判の判決が名古屋地裁で出された。共催者でありながら、実行委員会に対して負担金を支払うことを拒否してきた名古屋市の対応をめぐる訴訟である。名古屋市の河村市長は、「国民が激しく不快感・嫌悪感を抱くような描写や映像とともに政治的主張を含む作品」と断じ、「税金を使って展示することが果たして適正なのか」と訴えてきた。これに対して、判決は、「住民が多様な価値観を持ちながら共存している以上、何らかの表現活動を行うことに対して反対意見が存在することは避けることができない」としたうえで、芸術活動は多様な解釈が可能であり、斬新な手法を用いることもある、という指摘を行った。そして、「鑑賞者に不快感や嫌悪感を生じさせるという理由で、その芸術活動を違法だと軽々しく断言できるものではない」とした。また名古屋市が、市が負担金を払えば「政治的中立性を害する」という主張していることに対しては、「作品から解釈し得る思想信条に対して何らかの見解を与えることになるといえるものでもない」として退けている。

展覧会でも公演でもフェスティバルでも、芸術家や企画・制作者には様々な価値観や考え方がある。まずはその発表の機会を与えることこそが重要であり、発表したうえでその賛否をオープンに議論することが民主的な社会においては不可欠である。公金を出したからと言って、そこで発表されるものを行政が支持することにはならないが、この判決に対して河村市長は、「裁判官がそういう意見を言っただけ。多くの人はそういう意見ではない。』（『朝日新聞』2022年5月26日）」と発言し、反発している。しかし、河村市長のこの発言には注意が必要である。「多くの人はそういう意見ではない」という発言は、「多くの人の意見に従うべきであり、多くの人が気に入らないと考える作品は排除すべきだ」ということを意味する。これは、ナチスドイツにおいて、政府が国民の多数派の支持にもとづき、ゲルマン的でない芸術作品や芸術家を排除し弾圧することを正当化したのと同じ論理と言える。

その作品等から不快感や嫌悪感を抱く人がでる可能性がある際には、事前に十分な説明を行い、観たくない人が観なくてすむような配慮をすることは必

要不可欠である。しかし、不快感や嫌悪感を抱く人がいるから、といってそれを排除してしまうことは許されない。戦前の日本もそうであったが、現在においても日本と隣接する2大国をはじめ、諸外国においては、政府の意に沿わない作品や表現が発表の機会を認められない状況が続いている。

民主主義において重要なことは、多数派の意見に従って、少数を排除することではなく、少数者も存在できるような社会をつくっていくことである。1つの正解を教えることに注力しがちな学校教育とは異なり、人々に対し、アイデンティティを形成し、多様性を理解する機会を与えてくれるのが文化イベントである。そして、これらは民主主義社会の基盤である。